様式第二十一（第十条関係）（日本工業規格Ａ列７番）　［様式を加える。］

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第２項の規定による

立　入　検　査　証

（所管行政庁名）　　印

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項若しくは第38条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第二十二（第十二条第一項及び附則第二条第一項関係）（日本工業規格Ａ列４番）　［様式を加える。］

（第一面）

届出書

年　　月　　日

所管行政庁　　殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称　　印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第１項前段又は同法附則第３条第２項前段の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。